

全農協労連女性部・春闘アピール 全国のなかまに呼びかけます！

2月18日から19日にかけて全農協労連は第110回臨時大会を開催し、2016年春闘方針と産別ストライキ権を確立しました。

2016年春闘は、農協・連合会・関連団体に働く私たちにとって大きな変革のなかで迎える春闘となります。

2015年8月28日に農協改革関連法が、そして、9月19日には安保関連法が成立しました。農協改革関連法は、与党議員でさえ積極的に賛成しないという状況下で成立し、安保関連法は、連日連夜国会周辺につめかけ「戦争法反対」、「戦争する国づくり反対」を響かせる国民の声を無視して強行成立させました。元最高裁判事や憲法学者・法律家が憲法違反と指摘する解釈改憲による安保関連法成立は、憲法を守らなければならない立場の為政者自らが憲法違反を犯すという立憲主義の根本を覆すものであり、私たち国民を欺くものです。

安倍首相の標榜する「戦後レジームからの脱却」は戦後民主主義の否定でしかないことは、農協改革関連法と安保関連法を成立させたことで、より鮮明になりました。

全農協労連女性部は、2015年11月に第48回農協に働く女性のつどいを、広島で開催しました。戦後70年の年、一方では戦後民主主義が危機的状況にあるという情勢下での女性のつどいで、私たちは広島原爆投下という悲しい歴史を通じ、平和とは何か、民主主義とは何かを議論し、「平和であるからこそ要求ができる」、「平和であるからこそ権利が行使できる」ことを学びました。

みなさん、平和でない社会を想像してみてください。

農業を土台に働く私たちは、農家が営農できなければ仕事はできません。第二次世界大戦では農村から多くの兵士が戦場に送られ、疲弊した農村には高齢者と女性が残されました。安全・安心な食料の安定供給はそうした状況で可能でしょうか。また、農協や連合会の仕事が成り立つのでしょうか。農業と食料に携わる私たちが、安全・安心な食料の安定供給という社会的役割の一翼を果たすためにも、働きやすい職場と安定した雇用を要求し実現に向かい取り組むためにも、その大本である平和を守ることが喫緊の課題です。

ひとたび戦争となれば、これまで先人が労働組合活動や様々な運動の上に獲得してきた権利を失ってしまうことは歴史が証明しています。平和を守ることが労働組合活動の一環であり、労働組合の使命です。

みなさん、2016年春闘は、こうした平和の運動に取り組みながら、健康に働きつづけられる職場の実現と、ゆとりある生活を送るための賃金をしっかり要求しましょう。私たちの職場や働き方を変えることが予想される「農業・農協改革」によって、仲間の不安が大きくなっているいまこそ、「働き続けられる職場」の実現が切実な要求になっています。職場を基礎に団結を強めましょう。

農業予算拡充と食料自給率の向上をはじめ、TPP交渉「大筋合意」撤回、全国一律最低賃金の確立、労働時間と解雇の規制強化、戦争法廃止、憲法9条を守れ、これら全農協労連が呼びかける署名活動に取り組み、運動の輪を広げましょう。

私たち一人ひとりが一歩を踏み出したとき、それは職場や社会を変える大きな力となります。

女性たちが集まり自分たちの声をまとめること、労組女性役員が団交で発言すること、全員団交には必ず参加し発言すること。全農協労連女性部はこれらの行動を提起します。

小さな魚たちが群れをつくり大きな魚に立ち向かう“スイミー”のように、私たちが“スイミー”の一人となり、職場で、地域で、そして全国の仲間と連帯して要求実現に向けて団結しましょう。

2016年2月22日 全農協労連女性部